

かんたんな労務知識

社会保険労務士法人 東海労務保険事務所
労働保険事務組合 西三河労務管理センター

平成30年11月1日

TOPIC 働き方改革による「有給休暇の付与義務化」について

すでにご案内しました通り、平成31年4月より、労働者の心身のリフレッシュを図ることを目的とした「有給休暇の付与義務化」が始まります。お問合せも増えていきますので、詳しくお話し致します。

年次有給休暇の付与日数が10日以上（パート、管理監督者含む）の労働者を対象に、有給休暇のうち付与した日から1年に5日については、会社は必ず労働者に取得させなければならない。

ただし、有給休暇の与え方については、あらかじめ、**会社側が時期を指定することが義務付けられている**、ことがポイントです。

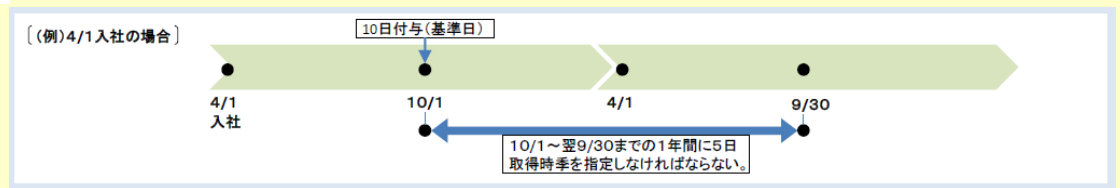
- ❓ 会社が時期を指定するとは
- ① 会社全体で一斉付与日进行
 - ② 部署ごとに計画的に付与日进行
 - ③ 個人ごとに業務の繁閑や希望日等を考慮して付与日进行

パートさんも対象です
管理監督者も対象です

時季指定義務のポイント



❓ 1年以内に5日付与の1年とは、いつからいつまで



ただし…、社員が自分の都合で取得した有給休暇は、この5日から控除することができます。

- 【例】
- | | |
|------------------------|-------------------|
| ① 社員が自分の都合で5日取得 | ⇒ 会社の時季指定は不要 |
| ② 社員が自分の都合で3日取得+計画付与2日 | ⇒ 会社の時季指定は不要 |
| ③ 社員が自分の都合で3日取得 | ⇒ 会社は残り2日の時季指定が必要 |
| ④ 計画付与で2日取得した | ⇒ 会社は残り3日の時季指定が必要 |

注意事項



- ◆ 会社は、時季指定にあたっては、社員の意見を聴取し、その意見を尊重するように努めなければなりません
- ◆ 会社は、社員ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存しなければなりません。

◆◆ なお、次回は「有給休暇の原則」をご説明する予定です。 ◆◆